

「地籍問題研究会」の「日本地籍学会」への改称について（規約改正趣旨説明）

今回の web 総会では「地籍問題研究会」を「日本地籍学会」に改称するための規約変更をお諮りします。地籍問題研究会は、2010年10月3日に開催された「地籍シンポジウム in Tokyo」において設立が宣言され、2011年に活動を開始しました。以来14年間にわたる研究を積み重ねて来ましたが、その間、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震という3つの大震災との遭遇、所有者不明土地問題の惹起を契機とした土地登記に関わる制度変更、登記所備付地図の電子データの一般公開と不動産登記ベースレジストリの整備、という地籍をめぐる大きな環境の変化がありました。こうした変化に対応していくためには、これまでの研究成果を「学」として体系化し、さらに研究を深めるとともに、関連団体との連携協力を図りつつ、意見表明や提言を通じて社会貢献を果たしていきたいと考えるに至りました。

皆様のご賛同を経て「日本地籍学会」として再出発することが出来たら、これまでの地籍問題研究分野の中から、特に研究を深めるべき分野について部会を立ち上げ、その分野に知見を有する会員の参画を得て、研究発表や情報交換を行っていきます。また、紀要等を発行し、会員の研究報告を掲載していくことにしています。

日本には大学等の高等教育機関に地籍教育の学部や学科の設置がなく、他国のように地籍に関する知の集積と学の発展が行われてきませんでした。その穴を埋めることが日本地籍学会の使命と考えています。学会がその力を発揮できるよう、ひとりでも多くの研究者、実務家に入会いただくことをアピールし、規約変更の趣旨説明とさせていただきます。

令和7年3月吉日

地籍問題研究会代表幹事 鮫島信行

規約の改正点（詳細説明）

1 名称の変更

名称を「日本地籍学会」に変更する。（第1条関係）

2 活動の拡充

本学会の行う活動を拡充し、新たに次の項目を加えることとした。（第3条関係）

- ・地籍に関する諸問題についての意見表明及び提言
- ・学会紀要等の発行
- ・関連団体との連携・協力
- ・地籍に関する研究の受託

3 入会及び会費について

- (1) 本学会の会員になろうとする者は、事務局に入会の申込をし、理事会の承認を受けなければならないものとした。（第6条関係）
- (2) 会費を滞納し、理事会の催告を受けて、その指定する日までに支払わなかった者は、本学会を退会したものとみなす規定を置いた。（第7条関係）ただし、この規定については学会発足の次年度から適用する。

4 役員の名称・定員等変更及び新設

- (1) 幹事を理事と名称を改め、定員を30名以内とし、新たに若干名の参与を置くこととした。（第8条関係）
- (2) これに伴い、代表幹事は理事長、副代表幹事は副理事長と名称変更し、副理事長は、理事のうちから3名以内の者を理事長が指名するものとし、参与は、関係団体・省庁からの推薦に基づき理事長が指名するものとした。（第9条関係）
- (3) 役員の職務権限を明確化し、理事は理事会を構成し本学会の業務を執行するものとし、参与は理事会に出席し意見を述べるができるものとし（ただし、参与は理事会において議決に加わらないこととした。（第13条3項））、監事は下記の職務権限を持つこととした。
 - ・会計及び財産状況を監査すること。
 - ・理事の業務執行状況を監査すること。
 - ・会計若しくは財産状況又は理事の業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。このため必要があるときは、監事は総会の招集を請求することができる。
- (4) また、事務局長は、学会の業務執行や管理運営に際して必要な事務を総括し、事務局次長及び事務局委員とともに事務局を構成して、事務を

執行することとした。(以上、第 10 条関係) なお、事務局は、理事会が定めるところに置かれるものとした。(第 4 条関係)

- (5) なお、顧問及び相談役についての定めは従前と変わらないが、規定を役員に関する規定の次の条に繰り上げた。(第 11 条関係)

5 理事会及び総会の運営

- (1) 幹事会は、理事会と名称を変更する。(第 13 条関係)
- (2) 必要に応じて臨時総会を開催することができ、監事からの招集の請求があったときは、これを開催しなければならないこととした。(第 14 条関係)
- (3) 総会の招集は、少なくとも 7 日前に通知を行わなければならないものとし、かつ、電磁的方法によって行うことができるものとした。(第 15 条関係) これに伴い、電磁的方法で総会を行う場合に定められた方法で意思表示を行った者も出席者とするものとした(第 19 条関係)
- (4) 総会の議長については、理事長又は事務局長が務めることとした(第 17 条関係)

6 会計年度の変更

本学会の会計年度を変更し、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとすることとした。(第 25 条関係)

7 施行期日

この規約改正は、令和 7 年 4 月 1 日に施行する。

以 上